



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 基準器検査規則の一部を改正する省令(経済産業四一)
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令(同四二)

〔告 示〕

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件(厚生労働一九七)
- 基準器検査規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件(経済産業一〇〇)
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期限及び期間を定める件(同一〇一)

五

省 令

○経済産業省令第四十一号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第百四条第二項の規定に基づき、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年四月二十八日  
経済産業大臣 梶山 弘志

基準器検査規則の一部を改正する省令  
基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(基準器検査証印の有効期間) 第二十一条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第二条の表の下欄に掲げる基準器検査を受けることができる者が前項の表の下欄に掲げる有効期間内に基準器検査を受けることが困難であるときは、当該有効期間は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間とする。</p>	<p>(基準器検査証印の有効期間) 第二十一条 [略]</p> <p>〔新設〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十二号  
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年四月二十八日  
経済産業大臣 梶山 弘志

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正  
第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出) 第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由</p>	<p>(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出) 第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してなければならない。</p>